

1. 紹介者(代理店・特約店)より本書を受け取り、本書内容の十分な説明を受け、内容を十分に理解、納得した上で申請者自らが必要事項をご記入し、登録手続きを行ってください。
2. 手続きは、ルーベンメンバー(RM)登録申請書に、本書に記載された概要書面番号および必要事項を記入の上(販売者(代理店・特約店)から製品を直接引き渡された場合は、当社指定の領収証の写しが必要)指定のファックスへ送信、もしくは郵送、またはルーベン化粧品メンバーサイトにて、スマートフォン等にて撮影した写真のアップロードを行ってください。郵送にて手続きいただいた場合は、ルーベン化粧品にて受付後、原本を返送します。原本は、大切に保管してください。なお、登録申請者の年齢が満75歳以上の場合は、「判断力不十分に乘じた契約の禁止・適合性の原則(■遵守事項 9.)」の内容にそった申請が必須となります。
3. 製品代金の支払いは、代理店もしくは特約店への現金払い、銀行振込、クレジットカード(VISA・Master)が利用できます。
4. 製品は、ルーベンメンバー(RM)登録申請書が当社に到着してから3営業日以内に発送、もしくは販売者(代理店・特約店)から直接引き渡されます。ただし、RM登録申請書に記入漏れ等がある場合、また、北海道・沖縄県・離島への発送は、都合上お届けが遅れる場合がございます。
5. 月末の登録申請受付は最終営業日の17:00までとします。

■ルーベンメンバー(RM)の資格について(資格要件)

ルーベンメンバー(RM)になるためには、次の要件を満たさなければなりません。

1. 日本国内に居住している
2. 満20歳以上である
3. 学生ではない
4. 配偶者、内縁配偶者等のパートナーがRM登録をしていない
5. 公務員法等の関連法令や就労上の規定を遵守した上で申請している
6. 現在および過去において、反社会的勢力等との関係を有していない

■特定負担について

ルーベン化粧品では、メンバー登録時に製品購入(定価60,000円(税別)以上の購入があれば、ルーベンメンバー価格(48,000円を適用)が必要となります。製品購入に要する費用は、特定商取引に関する法律(特商法)第33条に規定する「特定負担」に相当します。ルーベン化粧品では、定期的に徴収する会費等の制度は設けておらず、これ以外の特定負担は生じることはありません。また、メンバー登録後の製品購入は必須ではないため、製品購入を強要することはありません。

■ルーベンメンバー(RM)に支払う手数料について

ルーベンメンバー(RM)に登録後、新たに紹介した方がルーベンメンバー(RM)に登録した場合、メンバー登録時に購入した初回製品(定価60,000円(税別)以上)購入額(定価)の10%が紹介手数料として支払われます。なお、紹介手数料は月末締め、翌月末までに販売者(代理店・特約店)より支払われます。

■クーリング・オフ制度

未使用商品(販売者がお客様に商品を使用・消費させた場合も含みます。))に限り、引き取りをご希望の場合はハガキ等、書面又は電磁的記録(電子メール等)にて、ご発信ください。本書面をお渡した日を起算日として、20日以内のご発信に限り、解約し、速やかに領収金額をご返金いたします。商品引き取りに要する費用は当方で負担します。また、損害賠償金、違約金、その他いかなる名目の金員も請求いたしません。なお、クーリング・オフの妨害があった場合はクーリング・オフ期間の延長規定が適用されます。

■退会・解約について

ルーベンメンバーは、理由の如何を問わず、いつでもRM登録契約を解約することができます。この場合は、ルーベン化粧品所定の手続きに従ってルーベン化粧品に通知しなければなりません。なお、解約に伴う費用が請求されることはありません。退会に際しては、所定の申請書<退会届>を提出してください。

■遵守事項

1. 氏名等の明示義務

勧誘(自宅・会合等)に先立って、次の事項をメンバー候補者に伝えなければなりません。

- a) メンバーの氏名(戸籍上の氏名または登記上の商号・名称)。
- b) ルーベン化粧品のメンバーであること及びルーベン化粧品の販売形態(訪問販売取引・連鎖販売取引)

c) 化粧品等を購入して行う愛用メンバーの勧誘が目的であること。

2. 書面の交付

ルーベン化粧品における愛用メンバーおよびビジネス活動への勧誘を行う場合は、相手の方に必ず概要書面(当書面)を、事前に交付して、内容についての説明をしなければなりません。

3. 重要事項の不告知

次の重要事項を正確に十分説明しなければなりません。

- a) ルーベン化粧品の種類・性能・品質等
- b) 特定利益(各種手素材・条件・計算方法等)
- c) 特定負担(製品購入代金)
- d) 契約解除(クーリング・オフ)の条件
- e) その他、メンバー候補者の判断に影響を及ぼすおそれとなる重要事項

4. 契約書等に虚偽を記載させる行為

契約の締結等をするに際し、契約書および申請書等に年齢・職業など信用能力に関する事項その他について、事実でないことを記載させることは特商法により禁止されています。契約書には事実を記載しなくてはなりません。

5. 不実の告知

1) 勧誘に際して、または、メンバー登録契約の解除(クーリング・オフ)を妨害するために、これらの全部または一部を隠したり、事実でないことを告げたり、誤解を与えるような表現を用いた説明をしないでください。

2) 製品を説明する際に、化粧品や医薬部外品の効果効果の範囲を超えると誤解させるような効果・効果の説明を行うこと、そのような暗示を与えるようなことをしてはなりません。また、他社製品の誹謗中傷と捉え得るような説明やルーベン化粧品の優位性や安全性のみを伝える説明は、薬機法、景品表示法、特商法等の各法律の規定に違反する行為となります。

5. 威迫・困惑

勧誘に際して、または、メンバー登録契約の解除(クーリング・オフ)を妨害するために、相手の方を脅迫したり、脅迫に至らないまでも不安を生じさせたり、戸惑わせたりすることも特商法により禁止されています。

6. 目的を告げない勧誘について

ルーベン化粧品におけるビジネス活動への勧誘が目的であることを告げずに、相手の方を自宅や会場等でのミーティング、セミナー等、公衆の出入りする場所以外の場所に呼び出して勧誘することは、特商法によって禁止されています。

7. 迷惑を覚えさせる行為

契約を締結しない、または勧誘の説明を聞きたくない意思表示している相手の方に対して、無理に勧誘を続けてはなりません。これらの行為を続けることは、「迷惑を覚えさせる行為」として、特商法により禁止されています。

8. 断定的判断を提供した勧誘

ルーベン化粧品の収入例等を説明する際に、「必ず儲かる、誰でも簡単に収入が入る」等、相手の方が利益を得ることが確実であると誤解するような断定的な表現を用いて説明することは特商法により禁止されています。

9. 判断力不十分に乘じた契約の禁止・適合性の原則

相手の方の知識、経験及び財産の状況に照らして、ビジネス活動や製品の購入が不適当と認められる場合の勧誘や、高齢者や若年層の判断力の不足につけこみ、契約をさせることは特商法により禁止されています。高齢者や若年層への勧誘時の説明には時間をかけ、より丁寧な説明を行い、理解度を細かく確認する必要があります。相手の方の理解度及び判断力に懸念があると感じた場合、それ以上勧誘をしてはいけません。また、高齢者や若年層の登録

は、そのご家族や周りの方にご理解をいただくことも重要です。なお、満75歳以上の方(「後期高齢者医療制度」における後期高齢者)のメンバー登録申請は、満75歳未満の三親等以内(未成年、学生は除く)の親族に登録の同意を得ること、同意を得た上での登録申請であることを証明するルーベン化粧品所定の同意書をメンバー登録申請書と同時に提出が必要です。

10. 法令遵守

薬機法、景品表示法、健康増進法、特商法等に限らず全ての法令(条例を含む)を必ず遵守しなければなりません。

■規約違反の連絡

メンバーが、他のメンバーの法令または本規約の違反を認識した場合は、違反内容、日時、場所、発生回数、関与したメンバー名等を、ルーベン化粧品に情報提供しなければなりません。

■ルーベン化粧品が取り扱う化粧品・医薬部外品について

ご使用の際には次の事項についてご注意ください。なお、開封前の使用期限は製造日から3年としています。また、開封後は、中身をとり出し、変な臭いがする、分離している、色が変わっているなどの変化がなければご使用いただくかまいません。しかし、保管状態が悪く、高温多湿の場所や直射日光のあたる場所に置いてあった場合には、ホコリや雑菌が混入していたり、変質の可能性もあります。原則として、開封後は半年を目安に、早めに使いきることをおすすめします。

●お肌に異常が生じていないかよく注意して使用してください。お肌に合わないとき、即ち次のような場合には、ご使用をおやめください。そのまま使用を続けると、症状を悪化させることがありますので、皮膚科専門医等にご相談されることをおすすめします。①使用中、赤み、はれ、かゆみ、刺激、色抜け(白斑等)や黒ずみ等の異常があらわれた場合。②使用したお肌に、直射日光があたって上記のような異常があらわれた場合。●傷やはれもの、しっしん等、異常のある部位にはお使いにならないでください。●使用後は必ずしっかりとキャップを閉めてください。●乳幼児の手の届かないところに保管してください。●極端に高温又は低温の場所、直射日光のあたる場所には保管しないでください。

■ルーベンメンバー(RM)が取り扱う個人情報について

1)メンバーは、個人情報保護法および、その他個人情報に関する法令、ガイドライン及び本規約を遵守しなければなりません。また、勧誘活動の目的で、次のような行為、その他の手段により個人情報(氏名・住所・電話番号・Eメールアドレス、製品購入、クレジットカード番号等)の取得等をしてはなりません。

- ・目的を偽ったり、隠したりして、個人情報を取得すること。
- ・法律に違反して個人情報を取得すること及び取得させようとする。
- ・他人の管理下にある個人情報を取得すること。
- ・人を脅したり、騙したりして個人情報を取得すること。

2)メンバーは、ルーベン化粧品のビジネス活動によって知り得た、他のメンバーの個人情報は、ルーベン化粧品のプライバシーポリシーに則り、取り扱う内容であることを認識しなければなりません。個人情報の漏えい・滅失・不正アクセス等を防止し、個人情報を安全に管理するために、必要で適切な措置を講じなければなりません。万が一事故が起きた場合は、直ちにルーベン化粧品に報告するとともに、協力をしなければなりません。

3)メンバーは、ビジネス活動で取得した個人情報を、ルーベン化粧品のビジネス活動以外の目的で使用してはなりません。また、本人の事前同意を得ずに第三者に提供してはなりません。

■ルーベン化粧品 プライバシーポリシー

当社は、業務上取り扱う当社の顧客、取引関係者、従業員などの個人情報について、個人情報保護に関する法令及びその他の規範を遵守し、かつ自主的なルール及び体制を確立し、以下のとおり個人情報保護方針を定め、これを実行いたします。なおこの内容に関しては、継続的な見直しを行うとともにその改善・向上に努めることを宣言いたします。

1)当社は、この宣言を実行するために、個人情報保護計画(コンプライアンス・プログラム)を策定し、当社社員等に周知徹底させて実行し、その改善・維持に努めます。

2)当社は、個人情報の取得にあたり、適法かつ公正な手段によって行い、不正な方法による取得はいたしません。また取得に際しては、あらかじめその利用目的を書面等により明示するとともに当社のホームページ等により公表します。

3)当社は、個人情報を間接的に取得する場合、当該情報提供者により第三者提供に係る法的な手続き(本人の同意又はオプトアウトの措置)がとられていることの確認をとるよう努めます。

4)個人情報の利用は、個人情報の主体であるご本人に通知するか、当社のホームページに必要事項を公表した範囲内で、具体的な業務に応じて権限を与えた者のみが業務上必要な限りにおいて行うものとします。

5)当社は、個人情報への不正なアクセス及びその紛失、破壊、改ざん、漏えい等を予防するため、合理的な安全対策を講じるとともに、必要な是正措置を実施します。

6)当社は、業務を委託するために当社が保有する個人情報を委託先に預託する場合は、当社が定める基準に合致した委託先であるか等を調査し、書面により契約を締結して法令上必要な措置を講じることとします。

7)当社が保有する個人情報を第三者へ提供する場合は、予めその個人情報の主体であるご本人の同意を得るか、又は次の事項について当社のホームページに継続的に表記します。

- (1)利用目的に第三者提供が含まれていること
- (2)第三者に提供される個人データの項目
- (3)第三者への提供の手段又は方法
- (4)本人の求めに応じて第三者への提供を停止すること

8)当社が保有する個人情報を特定の者との間で共同利用する場合は、あらかじめその個人情報の主体であるご本人に次の事項を通知し、又は当社のホームページに継続的に表記します。

- (1)共同利用する旨
- (2)共同して利用される個人データの項目
- (3)共同して利用する者の範囲
- (4)利用する者の利用目的
- (5)当該個人データの管理について責任を有する者の氏名又は名称

9)当社は、当社が保有する個人情報の主体であるご本人から、自己の情報について開示、訂正、追加又は削除、利用停止又は消去、第三者提供の停止の求めがあったときは、これに遅滞なく対応します。

10)当社では、個人の権利利益の一層の保護を図り、個人情報の保護に関するトラブル等の発生を未然に防止する観点から、次に掲げる種類の内容を含む個人情報に関しては、それを取得する場合に、より厳格な安全管理体制の下で第三者提供は行わない(「個人情報の保護に関する法律」第23条第1項第1号から4号に相当する場合を除く)措置を実施します。

- (1)思想、信条及び宗教に関する事項
- (2)人種、民族、門地、本籍地(所在都道府県に関する情報を除く)、身体・精神障害、犯罪歴、その他社会的差別の原因となる事項
- (3)勤労者の団結権、団体交渉及びその他団体行動の行為に関する事項
- (4)集団示威行為への参加、請願権の行使及びその他の政治的権利の行使に関する事項
- (5)保健医療及び性生活に関する事項

<個人情報保護に関するお問い合わせ先>

ルーベン化粧品株式会社

総務部 個人情報保護担当窓口

TEL:06-6391-5676 FAX:06-6391-8525

E-MAIL:somu@ruben.co.jp

2023年4月 制定

2024年10月 改正

RUBEN COSMETICS